



兵庫労働局発表  
平成29年3月24日

兵庫労働局労働基準部監督課  
監督課長 片野圭介  
広報担当（監督課）  
統括特別司法監督官 森山健治  
TEL 078-367-9151  
FAX 078-367-9165

## 労働安全衛生法違反で書類送検

兵庫労働局（局長 小林健）は、平成29年3月24日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を、神戸地方検察庁に書類送検した。

### 記

#### 1. 被疑者

- (1) 株式会社 立雲（測量設計業、本店所在地 兵庫県朝来市和田山町）
- (2) 上記法人の代表取締役 A（68歳）

#### 2. 事件の概要

被疑会社・(株)立雲は、上記住所地に本店を置き、測量設計業を営む事業者、被疑者Aは、同社の代表取締役として同社の業務全般を統括管理する安全衛生管理の責任者であるが、被疑者Aは、平成28年12月1日、兵庫県

朝来市<sup>きのう</sup>佐囊に所在する急傾斜地において、崩壊危険区域の台帳作成（地積測

定）のための測量作業を、高さ約6メートルの<sup>のりわくこう</sup>法枠工\*付近で労働者Bに行

わせるに際し、その<sup>のりめん</sup>法面\*勾配は55度であり、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあった（但し、足場を組み立てる等の方法により安全な作業床を設けることが困難であった）ことから、労働者に安全帯を使用させる等の方法で墜落による危険を防止する措置を講じなければならなかったにもかかわらず、必要な墜落措置を全く講じていなかった。

その結果、労働者Bが上記測量作業中に足を踏み外し、法面から墜落して重傷を負い、数日後に死亡する労働災害が発生したものである。

- \* 法枠工 法面を四角ないし三角形のコンクリート枠組みで押さえ、その枠を被覆（養生）した擁壁。
- \* 法面 切土や盛土における傾斜の表面。「のりづら」ともいう。

3. 罪名・罰条

被疑者 (1) (2) ともに、

労働安全衛生法第21条第2項 違反

労働安全衛生規則第518条第2項 (墜落防止措置義務) 違反

罰則として

労働安全衛生法第119条第1号 (6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

同法第122条 (法人に係る両罰規定 →50万円以下の罰金)

## 1 罰条

### 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等) (抜粋)

#### 第二十一条

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

### 労働安全衛生規則

(作業床の設置等)

**第五百十八条** 事業者は、高さが二メートル以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く。)で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

## 2 罰則

### 労働安全衛生法

**第百十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二 第四十三条の二、第五十六条第五項、第八十八条第七項、第九十八条第一項又は第九十九条第一項の規定による命令に違反した者

三 第五十七条第一項の規定による表示をせず、若しくは虚偽の表示をし、又は同条第二項の規定による文書を交付せず、若しくは虚偽の文書を交付した者

四 第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令に違反した者

**第二百二十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、[第百十六条](#)、[第百十七条](#)、[第百十九条](#)又は[第百二十条](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。